

## 環境市民会議資料 ～環境政策課保全係～

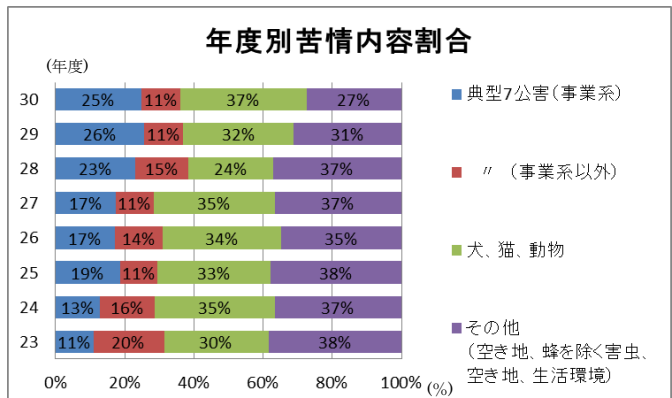
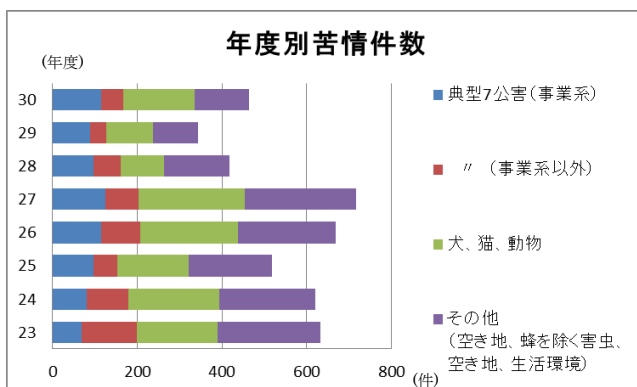
「第四期武蔵野市環境基本計画の環境方針6～安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします～」へ対応していくために、環境政策課保全係は、典型7公害や生活公害、社会情勢の変化等に伴う様々な公害について、適切な規制、監視、情報発信、情報共有等を行っています。

### ■保全係の業務

- (1) 公害防止に関すること。
- (2) 空地の適正管理に関すること。
- (3) 屋外広告物に関すること。
- (4) からす、スズメバチ等の駆除の相談及び野生鳥獣による被害の相談に関すること。
- (5) 狂犬病予防に関すること。
- (6) 犬の登録等及び動物愛護に関すること。
- (7) ねずみその他衛生害虫に関すること。
- (8) 墓地等の経営の許可等に関すること。

### ■近年の苦情・相談

苦情・相談については、近年は典型7公害より生活公害に関する苦情・相談が多く、内容は多種多様です。近年、事業系典型7公害の苦情・相談は、苦情・相談全体の4分の1程度で推移しています。



\* 典型7公害とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭です。

\* 典型7公害(事業系)とは、騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法等で規制される特定施設、特定建設作業と東京都の環境確保条例で規制される工場、指定作業場等から発生する7公害を指します。特定施設のうち、騒音規制法の主な規制対象は、空気圧縮機、送風機(原動機の定額出力が7.5Kw以上)、振動規制法の主な規制対象は、圧縮機やせん断機です。上記の法令で規制される特定建設作業とは、さく岩機、ブレーカー等を使用する作業をいい、条例で規制される指定建設作業とは、建築物の解体・破壊作業をいいます。これらは、法令で一定の基準が定められており、設置、作業をする場合は、事前に市に届出が必要となっています。

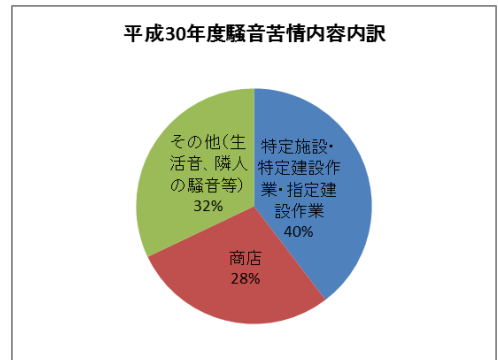
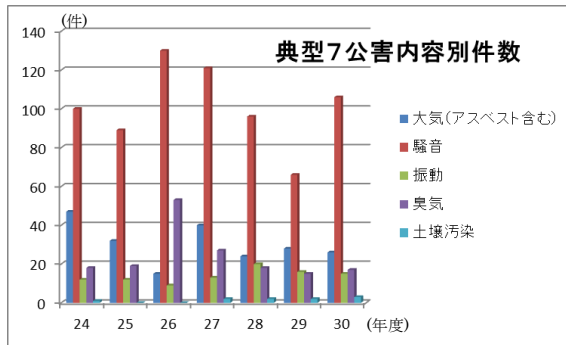
\* 事業系以外の典型7公害とは、上記の法律規制の対象とならない商店や一般住宅からの生活音等の苦情・相談等です。

典型7公害の中で最も苦情相談件数が多いのは、騒音ですが、その内訳は、事業系の苦情・相談は40%にとどまり、事業系以外、法令に基づかない(基準値がない)苦情相談が半分以上を占めているのが現

状です。

犬・猫・動物とは、犬、猫、動物（ねずみを除く）、鳥類（カラスを除く）についての苦情・相談です。

その他の苦情・相談は、落書き、放置看板・違法張り札、虫系、空地・樹木越境、ねずみ系等多種多様にわたります。



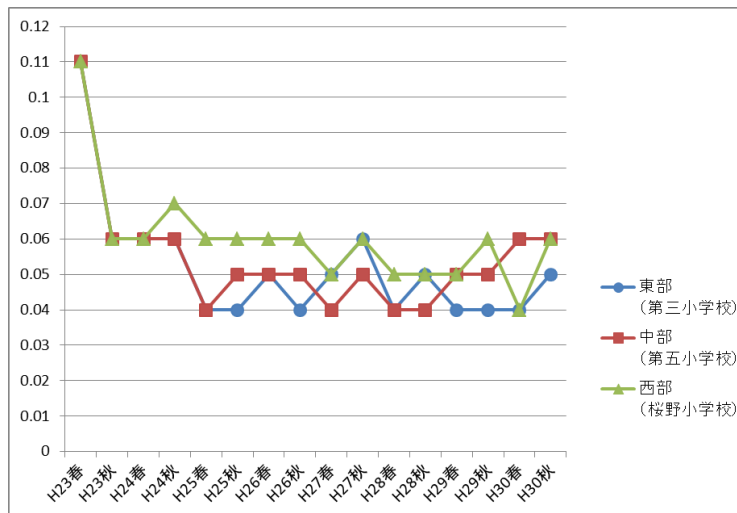
### ■市内の放射線対策

定期監視が目的の「モニタリング測定」は、月に1回、市立第五小学校で測定しており、常時監視している都の測定値を見ながら、状況に合った対応を実施します。

安全確認を主たる目的とする「詳細測定」は、子ども関連施設、市立小・中学校、体育施設及び市立公園 59 箇所で行っています。

測定結果については、24 年春までは基準値超がありました。24 年秋以降は基準値を超えたことはありません。関東のホットスポットになった自治体から新たに放射性物質が再拡散したとの情報もありません。また、放射線対策に関する苦情相談は、25 年度以降はほとんどありません。

#### 測定結果



\*市の基準：0.23 μSv/h

#### 放射線に関する苦情受付件数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
苦情受付件数	290	11	0	0	0	0	1	1

## ■新たな環境問題

新たな環境問題への対応として、外来生物の対応があります。例として、毒性のあるセアカゴケグモの発生時には、東京都環境局と環境省、健康被害の相談としては東京都福祉保健局と連絡体制が整っています。一昨年、日本で初めて確認されたヒアリについても、発生時には、市民向けヒアリ相談ダイヤルが創設されているほか、市が簡易同定を行い、疑わしい場合は東京都環境局と環境省、さらに専門家へと連絡体制が整っています。

デング熱及びジカウイルス感染症については、発生時対策として、公益社団法人東京都ペストコントロール協会と駆除に関する協定を結んでおり、発生時の連携体制を整えています。また、平常時対策としては、市民への情報提供、普及啓発の他に、市立小中学校や子ども関連施設にボウフラ（蚊の幼虫）の成長抑制剤を配布し、各施設に散布しています。